

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 八千代市自治会連合会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建地域はゴミ集積所を半年毎移動してるが、移動先の届出を自治会が提出 ・ゴミステーションの改修メンテナンスを外注すると高額になるためDIYが得意な自治会員に依頼。 ・ごみネット、ちりとり、ほうき等は、必要に応じて、自治会に取りに来てもらい、ごみ置き場の清掃は、各地区ごとに行なっている。 ・30年ほど前から、近隣の数軒毎にゴミ集積所を決め、ゴミ出しを実施。 ・外国人の方向けに市などから外国語のゴミ出し注意を入手して貼りだしている場所もある。 ・タバコのポイ捨てに関しても、市から注意看板を頂き、必要な場所に掲示。
各市の特色・課題・今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入の方も集積所を利用しており、清掃当番をやらない、勝手に移動した等クレームがあったりする。 ・会員代議員でゴミ集積所の移動場所調整に苦慮し、そんな事で苦勞するなら会員を辞めますに発展した場合もあり、近々清掃センターと相談する予定。ゴミ集積所が固定であれば届出は不用だが、清掃当番をやらない人が多くなるとの課題もある。 ・住民の方から「空き地で無くなったのでごみ置き場を移したい。工事があるのでごみ置き場を移したい。」との相談事が寄せられる。 ・基本的にゴミ集積所ごとに対応。現在の所、大きな問題は少ない。

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 浦安市自治会連合会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<p>浦安市では、ごみ集積所の設置や管理を自治会に依頼していないことから、自治会からの相談はありません。</p> <p>戸建てにお住まいの方は、通常、家の前にごみを出す戸別収集を採用しておりますが、ごみ収集車が進入できない隘路沿いに自宅を持つ世帯など、状況によって、数世帯が一か所にごみを集める「地域の集積所」を採用している地区があり、ごみ袋を開封して中身を確認されてしまう、自宅前の集積所の場所を移設してほしい、通行人に不法投棄されて困るなど、住民の方からの相談が月に1、2件あります。</p> <p>このため、適正排出の啓発と監視を兼ね、週3回、職員によるパトロールを実施しております。</p> <p>また、自治会が地域美化のために共同清掃を行う際に必要なごみ袋や軍手等の経費は、市が各自治会に交付している自治会運営費補助金の補助対象としております。</p>
各市の特色・課題・今後の取り組み	<p>本市のごみ収集の特色としましては、戸別収集であることが挙げられます。資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）を除く、可燃ごみや不燃ごみ等については、一部地域を除きご自宅の前にごみを排出していただいていることにより、ごみ出しの負担が軽減されていると考えます。</p> <p>課題としましては、浦安市でも高齢化が進んでいるため、ごみ出しを負担に感じる高齢者世帯が増加していることです。</p> <p>令和元年度、3月より高齢者等ごみ出し支援事業を行っていますが、マンションなどの集積所のある住戸に関しては、マンション管理組合や自治会等で相互扶助の取り組みが広まるよう、機会があった際をお願いしています。</p> <p>また、独自で資源回収を行っている自治会では、近隣住民と話し合い、ごみ集積所を設けている場合があります。そのため、自治会に加入していない市民からは、自宅近くにごみ集積所を設けて欲しくないというご意見をもらうことがあります。</p>

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 鎌ヶ谷市自治会連合協議会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会等におけるごみステーションの管理について 本市におけるごみステーションの管理は利用者の皆様をお願いしており、ごみステーションの清掃や収集されなかったごみの対応等の管理をしていただいています。なお、自治会等に限った取り扱いは特にありません。 ・町会・自治会等で発生したごみの処理方法について 自治会等の活動に伴って発生したごみについては家庭ごみではありませんが、自治会等における活動の公益性を踏まえ、市で発行した処分願を以って、クリーンセンターへの自己搬入におけるごみについては市役所ごみとして処理しています。
各市の特色・課題・今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市と自治会連合協議会との協働事業としてごみの分別講座等を実施しており、ごみの分別・減量化等に協働で取り組んでいます。 ・年に1回、市内の一斉清掃事業としてごみゼロ運動を実施し、市民が集めた道路上等のごみを自治会等に設置していただく回収ポイントに集めていただいています。

ごみステーションの利用案内

(1) ご利用に際して

- 鎌ケ谷市における「ごみステーション」の管理は、ご利用いただいている住民の方々をお願いしています。
- ご利用いただくには、ご利用されている方に事前に、「ごみステーション」を一緒に利用されたい旨をお話しいただき、ご了解を頂いたうえで、「ごみステーション」のご利用を始めてください。
- ご利用いただく「ごみステーション」には、それぞれ「ごみステーション」を管理するために、当番制を行うなどのルールを決めているところもございますので、よくご確認ください。

(2) 場所のご確認

【一戸建ての場合】

- 不動産の購入の際に関わった不動産会社に、ご利用いただく「ごみステーション」の場所をご確認いただくか、あるいは、ご近所の方に利用している「ごみステーション」をご確認ください。
- また、クリーン推進課にお問い合わせいただければ、ご近所の「ごみステーション」の場所をご案内いたします。

【集合住宅等（アパート、マンション等）の場合】

- 集合住宅等を契約された不動産会社または家主・管理人等に、「ごみステーション」の場所やごみ出しに関するルール等をご確認ください。

お問い合わせ先

鎌ケ谷市役所 クリーン推進課 業務係 047-445-1223

令和4年度「ごみゼロ運動」実施要領

1 目的

市民の理解と協力のもとに、市内の道路等に散乱しているごみの一斉掃除を行い、ごみの散乱防止と再資源化の促進及び環境美化(清掃思想)の普及啓発を図る。

2 共催

鎌ヶ谷市環境美化対策推進協議会・鎌ヶ谷市

3 実施日時

令和4年5月29日(日) 午前8時から午前9時まで(雨天決行)

4 実施概要

(1)ごみ袋

ごみゼロ運動用のごみ袋を使用し、ごみ袋は各自治会・町会を通じ事前に配布する。

(2)ごみ集積所

- ①各自治会・町会が指定した場所(137箇所)
- ②集積所には、目印(カラーコーン・旗)を設置する。

(3)ごみ収集

- ①道路上に落ちているごみを拾う。
- ②拾ったごみについては、自治会・町会の指定する集積所に置く。

(4)ごみ回収

- ①回収は、午前9時00分から開始する。
- ②回収作業は、各業界のボランティアにより行う。
- ③目印(カラーコーン・旗)撤去後に出されたごみの回収は行わない。

(5)ごみ搬入

- ①回収したごみは、クリーンセンターしらさぎで計量する。
- ②可燃物はクリーンセンターしらさぎ、不燃物は最終処分場に搬入し、空き缶、空き瓶はリサイクルセンターにて資源化する。

(6)その他

参加者は、各自でマスクの着用や事前の検温、人との間隔をあける等、新型コロナウイルス対策を講じて作業をする。

5 市民への周知方法

- (1)自治会連合協議会理事会での協力依頼(令和4年3月、資料送付)
- (2)5月15日号の広報かまがやへの掲載
- (3)自治会回覧(全戸配布)
- (4)ごみ分別アプリの配信(5月20日、28日配信予定)
- (5)当日、防災行政無線により放送
実施の場合 8:00 中止の場合 7:30

6 ごみゼロ運動までの流れ

- 3月 自連協理事会 ごみゼロ運動への応援依頼(文書送付)
- 3月中旬 ごみ袋等の配布枚数及びごみゼロ運動用ステーションの位置確認、ポータル番号の確認文書を環境委員あてに送付
(回答期限:4月上旬)
- 4月上旬 自連協理事会 ごみゼロ運動チラシ配布協力依頼
- 4月中旬 鎌ヶ谷市環境美化対策推進協議会 令和4年度第1回会議開催予定
- 4月中旬～5月上旬 ごみゼロ運動で関係する機関等への協力依頼文書を発送
- 5月10日(火) ごみゼロ運動用物資等自治会・町会へ2班に分かれて配布
- 5月中旬 協力団体説明会開催【市役所】
- 5月29日(日) ごみゼロ運動

7 ごみゼロ運動当日の流れ

- 7時30分 (中止の場合)防災行政無線での告知
- 8時00分 ●ごみゼロ運動開始(防災行政無線で合図)
- 8時10分 ●協力団体受付開始
(タオル・皮手袋・マグネットの配布)
- 8時40分 出陣式開始(出席者:市長・本協議会会長・事務局)
【予定】 市役所 本庁舎 1階 市民ホール
- 8時50分 出陣式終了
【予定】 (出陣式終了後、協力団体の回収スタート)
- 9時00分 ●ごみゼロ運動終了
- 11時00分頃 協力団体の回収終了

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 船橋市自治会連合協議会

	調 査 票
現状・取り組み状況	<p>船橋市では、ごみ収集ステーションの管理は利用者が行うとしており、通常利用者が清掃やカラスよけネットの購入を行っていますが、町会が会費でカラスよけネットやごみストッカー等を購入し、町会会員が当番制で清掃を行っている例もあり、その様な町会では管理に参加しない町会未加入者の利用が問題となっています。</p> <p>また、オーナーのみが町会に加入している集合住宅の住民や、外国人住民等がルールを守らず、他の利用者トラブルになることもあります。外国人住民に対し、市では6か国語のチラシや案内看板を作成していますが、マナーの浸透は難しい様です。</p> <p>市は、ごみ収集ステーション設置申請の際、設置する区域の町会長の承諾を得ること、町会が結成されていない区域については、近隣の町会長の承諾を得ることを指導しています。集合住宅建設前には、必ずしも町会長でなく、近隣住民への説明を指導、町会長へのごみ収集ステーション設置承諾は、集合住宅建設後となっています。</p>
各市の特色・課題・今後の取り組み	<p>船橋市では、ごみ収集ステーションの設置・変更の申請の際、町会の承諾を得ることと『船橋市ごみ収集ステーション設置要綱』に定められています。</p> <p>宅地開発事業等により、新たに設置されるごみ収集ステーションの情報を把握することで、新規住民の町会加入の契機ともなっています。</p> <p>近年、ごみ収集ステーションの利用者（町会の加入・非加入を含める）間のトラブルを町会長に相談されるケースも増加しております。トラブル防止のためにも、ごみ収集ステーション設置時に町会加入を促進したいと、多くの町会長が希望しているところです。</p> <p>また、ごみ収集ステーションが自宅の道路向かいだったり、隣接地だったりすることでトラブルになるケースもあります。状況によっては、市に間に入ってもらい、地域の中でトラブルの解消に努めています。</p> <p>ごみ出しのルールを守らず、ごみ収集ステーションを利用する外国人住民への対応も大きな課題であり、難しい問題であると考えていますが、引き続き市と連携して問題の解決に努めたいと考えています。</p>

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 市川市自治会連合協議会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<p>【ゴミ置き場の管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が設置した集積所については、各自治会の管理下で清掃等を行い集積場の美化に努めている。 <p>【ゴミ処理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市のゴミ収集車両による収集 <p>【住民からの相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミ集積所の清掃の負担、自治会未加入者の利用による清掃当番の不公平感や外国人住民のルール違反など
各市の特色・課題・今後の取り組み	<p>【市川市の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12分別制<①燃やすごみ（週3回）、②燃やさないごみ（週1回）、③プラスチック製容器包装類（週1回）、④有害ごみ、⑤ビン（週1回）、⑥カン（週1回）、⑦新聞（週1回）、⑧雑誌（週1回）、⑨ダンボール（週1回）、⑩紙パック（週1回）、⑪布（週1回）⑫大型ごみ（有料申込制）> 指定袋制の導入（①燃やすごみ、②燃やさないごみ、③プラスチック製包装類） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区の高齢化が進み、集積所の清掃当番が負担となる。 自治会未加入者が増え、加入者のみで集積所の清掃を行う事への不公平感がある。 高齢者等が集積所までゴミ捨てに行くことが困難となり、ごみを家に溜め込む。 外国人住民のルール無視のゴミ捨て。 <p>【今後の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の戸別収集の推進を要望 言語対応のポスター掲示（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語 あり）

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 松戸市町会・自治会連合会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所（ごみ置き場）は、町会内の当番制で掃除している。 ・クリンクル推進員（市から委嘱された）が不法投棄などを監視してくれている。 ・通行の邪魔になってゴミ集積ボックスが置けない場所には、折り畳み式の集積ボックスをゴミ出しの時のみ用意し、回収が終わったら撤去するように試験的に始めた。 ・町会内にある高等学校と連携してクリーンデーにゴミ拾いを行っている。 ・美化活動の一環で、街路樹の下などに花を植える活動をしている。
各市の特色・課題・今後の取り組み	<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方で、会社が借り上げた社宅に住んでいる人が、社宅で用意したゴミ集積所ではなく、周辺の町会の集積所にゴミを捨てる。分別ができておらずに、回収してもらえないことが多く、苦情が入ったことがある。何度か話をしているが、その場は「分かった」と言うが、理解しておらず同じことが繰り返される。 ・またアパートの住人についても、マナーが悪いことから何度も指導したところで、居住者が（頻繁に）変わってしまい、また同じことが繰り返しとなることが多々ある。 <p>今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパートのオーナーに直接働きかけ協力を頂こうと思う。 ・町会のイベントが開催できるようになったら、その方たちにも参加して頂き、関係をうまく構築しながら注意を促したい。

【議題2】 町会・自治会等におけるごみ処理方法について

資料4

ごみ捨て場の管理やそれにまつわる問題や相談ごとは多岐にわたっています。各市の町会・自治会等において、ごみ置き場の管理方法やごみ処理方法、また、住民の方々から寄せられる相談ごとについてお伺いします。

また、各市の特色や課題、今後の取り組みについて、ご意見等をお知らせください。

住民自治組織名 習志野市連合町会連絡協議会

調 査 票	
現状・取り組み状況	<p>(ごみ集積所の設置管理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、集積所数は約3,800か所。 ・町会単位に限らず、利用者において設置の申請及び維持管理をしている。 ・ステーション収集方式を採用しており、特別な事情がある場合のみ個別収集している。 ・古くからある路上の集積所を除き、新たな路上への集積所設置は不可。 <p>(地域の声)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積所の清掃等、衛生管理の負担 ・カラス被害 ・不法投棄（市境付近やガードレール前など） ・自宅の前などに集積所があり、長期間集積所の交代がなく、管理など不公平である。 ・高齢化により、ごみ出しが困難であったり、管理当番が負担となったりしている。
各市の特色・課題・今後の取り組み	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方々へのごみ出しルールの周知 ・集積所の長期設置にかかる住民問題の対応 ・町会未加入者との集積所の管理分担